

第 28 期 事 業 報 告

〔 平成 28 年 4 月 1 日から
平成 29 年 3 月 31 日まで 〕

北九州エアターミナル株式会社

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

今期の日本経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善の動きが見られ、緩やかな回復基調で推移しました。

航空業界におきましては、政府のインバウンド政策の推進やアジアを中心とした格安航空会社（LCC）の相次ぐ就航等により訪日外国人客が増加しました。

このような状況のもと、当北九州空港におきましては、国内線では、東京（羽田）線は日本航空が前期の10月25日から1往復減便となったことに加え、スターフライヤーの大規模な整備運休により、提供座席数は前期比95.6%と減少しましたが、年間旅客数は約1,242千人（前期比99.9%）で約2千人の減と、微減にとどまりました。就航2年目を迎えた名古屋（小牧）線は、年間旅客数は約62千人（前期比123.6%）で約12千人の増となりましたが、利用率が伸び悩み、3月26日から1往復減便となりました。定期路線にチャーター便を加えた年間国内線旅客数は約1,304千人（前期比100.7%）で、約9千人の増となり、開港以来、初めて1,300千人を超え、過去最大となりました。

国際線は、国際線定期路線が約2年7ヶ月ぶりに就航しました。天津航空が運航する中国（大連）線が10月30日に就航し、旅客数は約11千人となりました。また、12月1日にジンエアーが運航する韓国（釜山）線が就航し、旅客数は約35千人となりました。あわせて12月13日にジンエアーが運航する韓国（仁川）線が就航し、旅客数は約27千人となりました。チャーター便では、韓国（襄陽）・韓国（務安）に連続チャーター便が運航しました。定期路線にチャーター便を加えた年間国際線旅客数は、約98千人（前期比433.6%）で約75千人の増となりました。

この結果、国内・国際定期路線にチャーター便を加えた年間総旅客数は約1,402千人（前期比106.4%）となり、開港以来、初めて1,400千人を超え、過去最大となりました。

国内航空貨物の年間取扱量は、航空貨物代理店の移行期間が終了し、約6千トン（前期比152.6%）となりました。また国際航空貨物は、唯一の定期便であった台湾→北九州→成田線が1月末をもって運休となり、年間取扱量は、約2千トン（前期比83.5%）となりました。

年間のターミナルビル来館者は約1,819千人（前期比106.1%）となりました。12月9日には、開港からの来館者の累計が2千万人となり、記念式典を開催しました。

当社の経営につきましては、国際線定期路線の就航に伴い、便数や旅客数が増加したことから、施設使用料収入等が増加し、当期売上高は約800百万円で前期と比較し約66百万円の増収となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費の合計は、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や、国際線定期路線の就航に伴い施設や設備の維持管理費が増加したこと等により、約742百万円で前期と比較し約44百万円の増加となりました。また営業外収益は約29百万円となりました。

以上の結果、税引前当期純利益は約 87 百万円で、当期純利益は約 60 百万円となりました。

来期は、国内線につきましては、名古屋（小牧）線は、認知度向上を図るため、航空会社や行政及び団体と連携をとり、引き続きPRやキャンペーンを実施します。7月4日から約5年ぶりに路線復活となる沖縄（那覇）線（夏季運航）は、通年化や来年度以降の運航継続に繋げるため、航空会社や行政及び団体と連携をとり、PRを実施する等、集客を支援します。

国際線につきましては、今期就航した3路線について、航空会社や行政及び団体と連携をとり、PRやキャンペーンを実施し、認知度向上を図るとともに、引き続き外国人案内人を雇用し、館内案内等の充実化を図る等、インバウンド旅客の利便性の向上を図ります。あわせて、行政や団体と連携をとり、便数の増大、路線の拡大、新規航空会社の誘致を目指し、関係機関への積極的な要望活動を行います。

航空貨物につきましては、行政や団体と連携をとり、国際定期路線の復活に向け、新規路線の誘致を行います。また、滑走路3千メートルへの延伸実現に向け国への要望活動等を行います。

ターミナルビル来館者への事業につきましては、四季折々の草花を旅客ターミナルビル内に展示する等、来館者に憩いの場を提供するとともに、空港に親しんでいただく事業として、各種イベントや社会科見学等の施設見学、出前航空教室を実施します。

施設整備につきましては、狭隘化している国際線施設の増設や施設改修及び機能強化の検討を行うとともに、老朽化した設備等のリニューアルを実施し、旅客ターミナルビルの利便性と快適性の向上を図ります。

（2）資金調達の状況

該当事項なし。

（3）設備投資の状況

① 入国審査カウンター増設工事

② 国際線共用カウンター共用チェックインシステム及びデジタルサイネージシステム導入工事

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項なし。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項なし。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継の状況

該当事項なし。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項なし。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

年度 区分	平成25年度 (第25期)	平成26年度 (第26期)	平成27年度 (第27期)	平成28年度 (第28期)
売上高	812,363	686,107	733,325	799,533
当期純利益	65,595	24,278	40,730	59,555
1株当たり 当期純利益	930円69銭	344円46銭	577円89銭	844円98銭
総資産	4,940,012	4,653,193	4,591,831	4,637,053

(9) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

- ①貸室業及び空港利用施設の賃貸業
- ②広告、宣伝並びに広告代理業

(10) 事業所及び従業員の状況

①事業所の所在地

北九州市小倉南区空港北町6番

②従業員の状況（平成29年3月31日現在）

ア. 従業員数 男6名 女9名 合計15名

イ. 平均年齢 38.8歳

ウ. 平均勤続年数 5.61年

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項なし。

(12) 主要な借入先及び借入額

該当事項なし。

(13) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項なし。

2. 株式に関する事項

株式の状況（平成29年3月31日現在）

①発行可能株式総数 80,000株

②発行済株式の総数 70,480株

③株主総数 74名

④発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
福岡県	20,000株	28.4%
北九州市	20,000株	28.4%

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	片山 憲一	
代表取締役専務	平床 司	
常務取締役	武末 直樹	
取 締 役	前川 義広	西鉄バス北九州株式会社 代表取締役社長
取 締 役	田中 圭三	日産自動車九州株式会社 取締役執行役員
取 締 役	甲斐 庸恭	苅田町 副町長
取 締 役	前原 典幸	TOTO株式会社 総務本部長
取 締 役	岩井 尚彦	新日鐵住金株式会社 八幡製鐵所 総務部長
取 締 役	栗山 尚志	ANAホールディングズ株式会社 グループ経営戦略室 担当部長
取 締 役	廣渡 健	九州電力株式会社 執行役員 北九州支社長
常勤監査役	奥 久志	
監 査 役	川本 惣一	株式会社西日本シティ銀行 取締役副頭取 北九州・山口代表
監 査 役	灰田 利明	行橋市 総務部長

(注1) 取締役の前川氏、田中氏、甲斐氏、前原氏、岩井氏、栗山氏、廣渡氏は、社外取締役。

(注2) 監査役の奥氏、川本氏、灰田氏は社外監査役。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取締役	2名	13,200千円
監査役	2名	3,000千円
合 計	4名	16,200千円

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の社外役員の兼任状況

取締役 前川 義広氏は、西鉄エアサービス株式会社、株式会社井筒屋の社外取締役を兼務。

②各社外役員の報酬の総額

報酬なし。

③社外役員の主な活動状況

当事業年度開催の取締役会に出席し、議案・報告事項に対する審議の中で、空港ターミナルビルの機能向上、アクセス向上、地域貢献、当社の安定経営等の観点から、必要な発言を行った。

5. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

公認会計士北部九州監査団

総括代表公認会計士 吉田 尚是

代表公認会計士 神尾 康生

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての内容の概要

当社は、会社法の規定に基づいて、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、会社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努め、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図っております。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会倫理の遵守や法令の遵守を徹底し、公正かつ適正な経営を実現するとともに、企業の社会的責任を果たす経営を図る。
- ② 取締役会は、法令、定款等に従い、会社の業務執行を決定する。
取締役会が行う取締役の職務の執行の監督を確保するために、取締役は、会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役は、法令、定款、稟議規程等の規程に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。

(2) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために前記(1)の①の実践的運用と徹底を図る。特に、空港管理規則、消防法等の空港ビルを運営するに必要な関連法規、企業情報(個人情報を含む)の厳重管理等については、その教育、啓発に注力する。
- ② 職制を通じて適正な業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に処分するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
- ③ 定期的な内部監査を実施することにより、使用人による職務執行の法令及び定款への適合性を点検する。
- ④ 使用人の法令、定款、各種規程を遵守した職務執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。これらを通じて、内部通報制度の円滑な運営を図る。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録も含む)及びその他重要な情報を法令及び社内規程(文書管理規程)に基づき適正に保存及び管理する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

(4) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する規程を策定し、リスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で、リスクへの適切な対応を図る。
- ② 取締役会にリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には社長が指揮する対策本部を設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整える。

(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定時に開催又は必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役会に付議又は報告する事項については、事前に関係部署において十分な検討を行ったうえで、取締役会に上程する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会から監査役の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役会と協議のうえ合理的な範囲で配置するものとする。
- ② 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 配置された補助者は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、当社取締役からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保する。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとする。
- ② 監査役が取締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備する。
- ③ 報告を行ったものが、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、当社内部通報制度に基づき当該報告者を適切に保護する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役が職務遂行上必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの必要な費用を認める。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、総務部が監査役の業務を補助する。
- ② 監査役は、会計監査の検査結果について疑義がある場合は、会計監査人との面談を持ち、会計監査人の検査結果について協議する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- (1) 平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に対応し、平成27年6月4日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めています。
- (2) 当事業年度において、取締役会を6回開催し、各議案の審議および重要な業務執行の状況について報告がなされ、業務執行状況の監督がなされております。
- (3) 監査役は当社代表取締役及び取締役、会計監査人との間で意見交換を行い、情報の連携を図っております。
- (4) 法令や定款に反する行為に関しては、社内通報制度を整備し、モニタリング強化を図ることで、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化につなげております。

貸借対照表

《平成 29 年 3 月 31 日現在》

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	596,886,697	【流動負債】	114,913,099
現金・預金	516,028,140	買掛金	614,258
未収入金	65,362,255	未払金	39,480,455
商品	311,407	リース債務	4,420,110
貯蔵品	790,967	未払費用	2,008,500
前払費用	9,476,242	未払法人税等	26,578,900
繰延税金資産	4,917,686	未払消費税等	7,281,600
		前受金	25,355,566
		預り金	542,630
【固定資産】	4,040,166,665	預り保証金	5,596,080
(有形固定資産)	3,729,451,382	賞与引当金	3,035,000
建物	3,636,217,063	【固定負債】	389,156,200
構築物	51,284,989	預り敷金	28,496,400
工具器具備品	30,536,037	預り保証金	45,342,640
機械装置	229,129	長期リース債務	5,075,916
車両運搬具	11	退職給付引当金	8,167,163
リース資産	8,540,210	預り建設協力金	175,000,000
建設仮勘定	2,643,943	資産除去債務	111,284,955
		長期繰延税金負債	15,789,126
(無形固定資産)	7,564,383	負債合計	504,069,299
電話加入権	124,984	純 資 産 の 部	
水道施設利用権	1,006,875	【株主資本】	4,138,266,772
供給施設利用権	6,432,524	資本金	3,524,000,000
		利益剰余金	614,266,772
(投資その他の資産)	303,150,900	その他利益剰余金	614,266,772
投資有価証券	302,850,900	繰越利益剰余金	614,266,772
出資金	300,000	【評価・換算差額等】	▲5,282,709
		その他有価証券評価差額金	▲5,282,709
		純資産合計	4,132,984,063
資産合計	4,637,053,362	負債・純資産合計	4,637,053,362

損益計算書
 ≪自 平成 28 年 4 月 1 日≫
 ≪至 平成 29 年 3 月 31 日≫

(単位：円)

科 目	金 額	
I 売上高		799,532,694
売上高	28,546,025	
家賃収入	278,423,393	
管理費収入	192,226,566	
設備使用料収入	274,032,810	
広告料収入	26,303,900	
II 売上原価		5,487,176
売上総利益		794,045,518
III 販売費及び一般管理費		736,811,558
営業利益		57,233,960
IV 営業外収益		28,722,668
受取利息	9,753	
受取配当金	2,236,000	
雑収入	26,476,915	
V 営業外費用		104,706
雑損失	104,706	
経常利益		85,851,922
VI 特別利益		13,732,000
保険金収入	13,732,000	
VII 特別損失		12,500,000
雪害修繕費	12,500,000	
税引前当期純利益		87,083,922
法人税、住民税及び事業税	29,634,543	
法人税等調整額	▲2,105,357	27,529,186
当期純利益		59,554,736

株主資本等変動計算書

《自 平成 28 年 4 月 1 日》

《至 平成 29 年 3 月 31 日》

(単位:円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	利益 剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,524,000,000	0	0	554,712,036	554,712,036	4,078,712,036
当期変動額						
当期純利益				59,554,736	59,554,736	59,554,736
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	59,554,736	59,554,736	59,554,736
当期末残高	3,524,000,000	0	0	614,266,772	614,266,772	4,138,266,772

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,604,522	3,604,522	4,082,316,558
当期変動額			
当期純利益			59,554,736
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	▲8,887,231	▲8,887,231	▲8,887,231
当期変動額合計	▲8,887,231	▲8,887,231	50,667,505
当期末残高	▲5,282,709	▲5,282,709	4,132,984,063

注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品に関して、最終仕入原価法による低価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

・・・定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備ならびに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産・・・定額法を採用しております。

リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

一括償却資産・・・発生年度から3年間で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付の見込額に基づき必要額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記表

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,352,814 千円

2. 圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から控除されている補助金による圧縮記帳累計額

建物	6,303 千円		
構築物	6,647 千円		
機械装置	32,699 千円		
車両運搬具	195,686 千円		
器具備品	34,133 千円	計	275,470 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式数 普通株式 70,480 株

注記表

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳の注記

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	1,044
未払事業税・事業所税	3,873
退職給付引当金	2,428
投資有価証券	<u>2,236</u>
繰延税金資産合計	<u>9,582</u>
繰延税金負債	
有形固定資産	△20,454
繰延税金負債合計	<u>△20,454</u>
繰延税金負債（資産）の純額	<u>△10,871</u>

うち、「流動資産」計上額 4,917、「固定負債」計上額 △15,789

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）及び「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.01%から、平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 29.97%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 29.74%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が 872 千円減少し、法人税等調整額が 1,042 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 170 千円増加しています。

注記表

金融商品に関する注記

1. 金融商品の時価等に関する事項

当期末の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	516,028	516,028	—
(2) 未収入金	65,362	65,362	—
(3) 投資有価証券	302,850	302,850	—
資 産 計	884,241	884,241	
(4) 買掛金及び未払金	40,094	40,094	—
(5) 預り保証金(流動負債)	5,596	5,596	—
(6) 預り敷金	28,496	25,142	△3,354
(7) 預り保証金(固定負債)	45,342	40,750	△4,591
(8) 預り建設協力金	175,000	163,857	△11,142
負 債 計	294,529	275,441	

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(4) 買掛金及び未払金並びに

(5) 預り保証金(流動負債)

これらは短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

株式について、市場価格のある株式については、時価によっており、市場価格のない株式については、純資産価額によっております。

注記表

(6) 預り敷金、(7) 預り保証金(固定負債)並びに(8) 預り建設協力金

これらの時価については、長期借入における元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を採用し、その利率で割り引いて算定しています。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、北九州空港ターミナルビル内において、賃貸用施設を有しております。

2. 賃貸業等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
3,636,217	3,032,946

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(建築指数を用いて行ったものを含む。)であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	58,640円52銭
一株当たり当期純利益金額	844円98銭

注記表

その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

国有財産法第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定により空港及び空港ビルに係る敷地を賃借するものですが、大阪航空局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は自己の負担で大阪航空局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければなりません（国有財産使用許可書第 9 条）。この規定により、空港ビルの使用可能期間を約 45 年と見積り、また割引率は無リスクである 20 年国債の利率を採用し、空港ビル等の解体費用を見積り計上するものです。

また、第 25 期事業年度において、航空会社事務所棟及びテナント施設棟を建設し、運用を開始しました。これにより新たに発生した資産除去債務の見積りにあたっては、当施設の使用可能期間を約 37 年と見積り、割引率は既存施設と同じく無リスクである 20 年国債の利率を採用し、当施設の解体費用を見積り計上しています。

その結果、当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	108,921 千円
時の経過による調整額	<u>2,363 千円</u>
期末残高	<u>111,284 千円</u>

(謄 本)

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 23 日

北九州エアターミナル株式会社
取締役会 御中

公認会計士北部九州監査団

統括代表 吉田 尚是 ㊞
公認会計士
代 表
公認会計士 神尾 康生 ㊞

私たちは、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、北九州エアターミナル株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 28 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 28 期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、総務部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する内容及び当該整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「公認会計士北部九州監査団」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 25 日

北九州エアターミナル株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 奥 久志 ⑩

監査役（社外監査役） 川本 惣一 ⑩

監査役（社外監査役） 灰田 利明 ⑩